

岩手県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成27年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
阿部内科医院	まきた内科ハートクリニック	花巻市西大通り二丁目11番8号	平成27年4月1日
胆江地区休日診療所	奥州金ヶ崎休日診療所	奥州市水沢区字多賀21番地1	〃
室岡整形外科医院	室岡医院	北上市大通り三丁目5番6号	平成27年6月1日